

茨城県農林水産物取扱指定店促進事業実施要領

第1 目的

県は、本県農林水産物及び加工品（以下「県産品」という。）の消費者による利用を拡大し、県産品をPRするため、県内外の販売店や料理店の店舗を指定する。

第2 事業内容

県は、店舗からの申請に基づき、次のすべてを満たす店舗を指定し、指定証を交付するものとする。

1 指定要件

(1) 販売店の場合

- ① 店舗において直接消費者に販売すること
- ② 県産品の「販売コーナー」を常設すること
- ③ 県産品を販売していることを仕入れ伝票等で明らかに示すこと
- ④ 食品衛生法及びJAS法等、関連法令等を遵守していること

(2) 料理店の場合

- ① 店舗において直接消費者に飲食物を販売すること
- ② 主たる食材が県産品である料理を通年提供すること
- ③ 本県産食材を使用している料理をメニュー等でPRすること
- ④ 使用している県産品の情報を常時掲示すること
- ⑤ 本県産の食材を使用していることを仕入れ伝票等で明らかに示すこと
- ⑥ 食品衛生法等、関連法令等を遵守していること
- ⑦ 店名、料理名等において他都道府県を強くイメージできるものは排除する

2 指定期間

指定期間は4月1日から3年後の3月31日（3年間）とし、年度途中からの指定の場合は当該指定年度の2年後の年度末までとする。ただし、継続して指定を受ける場合は、第4に定める手続きにより更新するものとする。

第3 新規申請

指定を受けようとする店舗は、茨城県農林水産物取扱指定店新規指定申請書（様式第1号）を茨城県知事に対して申請するものとする。

ただし、量販店やチェーン店において、仕入・販売を各店舗概ね同様に実施している場合は、様式第2号により一括での申請に代えることができる。

第4 指定の更新

指定店は、指定期間満了日後も継続して指定を受けようとする場合は、茨城県農林水産物取扱指定店更新申請書（様式第3号）を作成のうえ、県が指定する更新申請受付期日までに茨城県知事に対し提出するものとする。

また、量販店・チェーン店において、仕入・販売を各店舗概ね同様に実施している場合は様式第4号により一括での申請に代えることができる。

第5 指定審査

審査は、書類審査と実地審査とし、第2の1に基づき審査する。ただし、更新申請の場合は書類審査のみとする。

また、量販店やチェーン店からの申請は、代表する1店舗のみ実地審査を行い、追加となる店舗は実地審査を要しない。

第6 指定証の交付

審査の結果、指定または指定更新が相当と認められたときは、茨城県農林水産物取扱指定店指定証（様式第5号）を、指定店に交付する。

指定店は、当該指定証を消費者が確認できる場所に掲示するものとする。

第7 指定の変更届出

指定店は、指定事項に変更があったときは、速やかに茨城県知事に変更届出書（様式第6号）により届け出るものとする。

第8 指定の取消

県は、次の各号に該当する場合は、指定を取り消すことができる。

- (1) 本要領に定める必要書類を提出しない場合
 - (2) 申請内容に虚偽の報告があった場合
 - (3) J A S法及び食品衛生法等、関係法令に違反した場合
 - (4) 消費者の信用並びに県産品のイメージを著しく失墜させる行為を行った場合
- また、指定を取り消された場合は、速やかに指定証等を返還するものとする。

第9 その他

この実施要領のほか、必要な事項については茨城県知事が別に定めるものとする。

付則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。